

岐阜県公報

号外(七) 令和三年三月三十一日

目次

規則

岐阜県森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (林政課) 一

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則 (治山課) 五

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則 (同) 五

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 五

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出納管理課) 六

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則 (教職員課) 七

告示

保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 七

規則

岐阜県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四百十号

岐阜県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県森林組合法施行細則(昭和五十三年岐阜県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「様式により」を「様式による」に改め、「正副二通」を削り、同条中第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「別記第十二号様式」を「別記第十三号様式」に改め、同条第十二号とし、同条第十号中「別記第十一号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 法第八十八条の第三第二項の規定による吸収分割の認可の申請 別記第十一号様式第二条に次の一号を加える。

十四 法第八十八条の第三第二項の規定による新設分割の認可の申請 別記第十四号様式

第三条中「様式により」を「様式による」に改め、同条第一号中「別記第十三号様式」を「別記第十五号様式」に改め、同条第二号中「別記第十四号様式」を「別記第十六号様式」に改め、同条第三号中「別記第十五号様式」を「別記第十七号様式」に改め、同条第四号中「別記第十六号様式」を「別記第十八号様式」に改め、同条第五号中「別記第十七号様式」を「別記第十九号様式」に改め、同条第六号中「別記第十八号様式」を「別記第二十号様式」に改め、同条第七号中「別記第十九号様式」を「別記第二十一号

様式」に改め、同条第八号中「議決」を「決議」及び「取締役二十号様式」を「取締役二十一号様式」に改める。

別記第一号様式から別記第二十号様式までの根拠中「㊦」を「㊧」に改める。

別記第六号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「証明する」を「証する」及び「第66条第2項」を「第66条第2項（法第100条において準用する場合を含む。）」に改める。

別記第十号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「証明する」を「証する」及び「議決」を「決議」に改める。

別記第八号様式中「㊦」を「㊧」に改める。

別記第九号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「合併契約書の謄本」を「合併契約書」及び「議決

を「決議」及び「第66条第2項」を「第66条第2項（法第100条において準用する場合を含む。）」及び「証明する」を「証する」に改める。

別記第十号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「合併契約書の謄本」を「合併契約書」及び「議決」を「決議」及び「第66条第2項」を「第66条第2項（法第100条において準用する場合を含む。）」及び「証明する」を「証する」に改める。

別記第十一号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「総会議決等取消請求書」を「総会議決等取消請求書」及び「議決・」を「決議・」及び「住所及び氏名を記載し、かつ、組合員（会員）の押印した」を「同意を証する」に改め、同条第十一号様式を「

別記第十九号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「住所及び氏名を記載し、かつ、組合員（会員）が押印した」を「同意を証する」に改め、同条を別記二十一号様式とする。

別記第十八号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第二十号様式とする。

別記第十七号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十九号様式とする。

別記第十六号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十八号様式とする。

別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十七号様式とする。

別記第十四号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十六号様式とする。

別記第十三号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十五号様式とする。

別記第十二号様式中「㊦」を削り、同様式を別記第十三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第14号様式 (第2条関係)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

設立委員代表者住所
設立委員代表者氏名

新 設 分 割 認 可 申 請 書

森林組合法第108条の13第2項の規定により、森林組合の新設分割の認可を申請します。

記

- 1 設立しようとする連合会の住所、名称及び地区
- 2 分割する組合の住所及び名称
(添付書類)
 - 1 新設分割の理由書
 - 2 新設分割設立連合会の定款
 - 3 新設分割する各組合の総会の議事録の謄本 (総代会の議事録の謄本及び組合員の投票の結果を記載した書面)
 - 4 新設分割契約書、新設分割の覚書等の謄本
 - 5 事業計画書
 - 6 各組合の財産目録及び貸借対照表並びに変動予定明細
 - 7 法第108条の15において読み替えて準用する法第66条第2項及び法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
 - 8 法第108条の15において読み替えて準用する法第85条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録の謄本
 - 9 設立する連合会の役員調書
 - 10 新設分割経過報告書

第 1 1 号様式 (第 2 条関係)

別記第十一号様式中「」を削り、同様式を別記第十二号様式とし、同様式の前に次の様式を加える。

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

吸収分割承継組合 住 所
名 称
代表者氏名
吸収分割組合 住 所
名 称
代表者氏名

吸 収 分 割 認 可 申 請 書

森林組合法第88条の3第2項の規定により、森林組合の吸収分割の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 承継する事業の内容を記載した書面
- 2 吸収分割の理由書
- 3 吸収分割後存続する組合の定款
- 4 吸収分割する各組合の総会の議事録の謄本 (総代会の議事録の謄本及び組合員の投票の結果を記載した書面)
- 5 吸収分割契約書、吸収分割の覚書等の謄本
- 6 事業計画書
- 7 各組合の財産目録及び貸借対照表並びに変動予定明細
- 8 法第88条の5第1項において読み替えて準用する法第66条第2項及び法第67条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 9 吸収分割経過報告書

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十一号

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土採取規制条例施行規則（昭和四十八年岐阜県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、「立入」を「立入り」と改める。

別記第二号様式、別記第四号様式及び別記第五号様式中「㉔」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十二号

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県森林法施行細則（昭和五十三年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第十項中「これに署名押印」を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式注第三号を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式注を次のように改める。

注 備考欄には、他法令等の許認可年月日及び番号を記入すること。

別記第五号様式中「㉔」を削り、「進ちよく状況」を「進捗状況」と改め、同様式注

第三号を削る。

別記第六号様式中「㉔」を削り、「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同様式注第三号を削る。

別記第七号様式中「㉔」を削り、同様式注を削る。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式注第二号中「一階」を「二階」に改め、同様式注第三号を削る。

別記第十号様式中「㉔」を削り、同様式注を削る。

別記第十三号様式中「㉔」を削り、「第38条の」を「第38条のただしによる」に改め、同様式注を削る。

別記第十四号様式中「㉔」を削り、「第38条の」を「第38条のただしによる」に改め、同様式注を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四百十三号

岐阜県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県営住宅条例施行規則（昭和三十六年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び前条の請書」を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削り、

「

㉔

」を削り、

「

年 月 日

」を削り、

「

年 月 日

」を削り、同様式備考第四号中

教育委員会規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県市町村立学校職員定数規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

六、五一四人
三七二人
九六人
九人
三八五人
三、八八三人
一八二人
四五人
五人
一九六人

を

六、五九三人
三六六人
九三人
九人
三八九人
三、九一四人
一八二人
四五人
五人
二〇〇人

に改める。

告 示

岐阜県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市小坂町長瀬字森脇二九四の三、二九六、二九七の二、二九九の一、字白土洞二〇三四の一、二〇四一の七
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社